平成３０年（フ）第１２号
大分県日田市田島１丁目５番６号　ハイツオーヤマ２－103号
債務者　首藤　星児
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第１５９号
仙台市青葉区立町５番５－705号
債務者　三浦　和子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
仙台市若林区南小泉３丁目15番32号　ケントハウス南小泉Ｂ棟103
債務者　高橋　潤一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
福島県いわき市錦町上中田174番地
債務者　古郡　健一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２７号
福島県いわき市植田町根小屋189番地　１号
債務者　二本松　太（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３７号
福島県いわき市内郷綴町一之坪32番地の１
シャトリエグランデＡ－２
債務者　生田　史美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第７２号
茨城県土浦市中村南２丁目８番７号　フォルトゥーナ104、前住所茨城県土浦市乙戸1066番地３
債務者　レバノ　バルガス　ダンテこと　ＬＥＶＡＮＯ　ＶＡＲＧＡＳ　ＤＡＮＴＥ
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第７３号
茨城県土浦市中村南２丁目８番７号　フォルトゥーナ104、前住所茨城県土浦市乙戸1066番地３
債務者　喜屋武ジェシカこと　ＫＩＹＡＮ　ＹＯＮＡＭＩＮＥ　ＪＥＳＳＩＣＡ
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第８１号
茨城県つくば市東２丁目10番地９　レオパレスＨＩＧＡＳＨＩ306号
債務者　三角　恭雅
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第５号
茨城県桜川市真壁町飯塚691番地３　サンモール飯塚Ａ201
債務者　広岡富美子（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第６５号
長野県中野市大字中野316番地３　コーポ都Ａ号
債務者　山岸　由依
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４０９号
愛知県日進市藤塚３丁目424番地
債務者　畠中　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６９号
滋賀県草津市志那町808番地
債務者　中嶋　賢一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２５号
大津市若葉台28番19号
債務者　北山　智美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０６号
滋賀県湖南市岩根中央２丁目13番地（202号）
債務者　濱田　元一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０７号
大津市中庄２丁目１番52号　ハイツ井上102号
債務者　山田　梨砂
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所民事部